

行政書士講座

令和6年度

基本確認択一式模試

**解答・解説**

資格★合格クレール



## 解答一覧

### 法令等（5肢択一式）

問題 1	5	問題 11	5	問題 21	5	問題 31	1
問題 2	4	問題 12	2	問題 22	4	問題 32	4
問題 3	4	問題 13	2	問題 23	4	問題 33	1
問題 4	4	問題 14	1	問題 24	4	問題 34	5
問題 5	4	問題 15	4	問題 25	3	問題 35	1
問題 6	3	問題 16	3	問題 26	4	問題 36	2
問題 7	3	問題 17	2	問題 27	3	問題 37	2
問題 8	3	問題 18	4	問題 28	4	問題 38	3
問題 9	4	問題 19	4	問題 29	4	問題 39	4
問題 10	1	問題 20	2	問題 30	4	問題 40	3

### 基礎知識（5肢択一式）

問題 41	5	問題 48	5
問題 42	2	問題 49	5
問題 43	5	問題 50	3
問題 44	1	問題 51	2
問題 45	3	問題 52	5
問題 46	3	問題 53	1
問題 47	2	問題 54	3

## テキスト該当ページ

問題番号		マルチパステキスト
問題 1	1	憲法・基礎法学 P 1 7 9
	2	憲法・基礎法学 P 1 7 9
	3	憲法・基礎法学 P 1 7 9
	4	憲法・基礎法学 P 1 7 9
	5	憲法・基礎法学 P 1 7 9
問題 2	1	憲法・基礎法学 P 1 8 1
	2	憲法・基礎法学 P 1 8 1
	3	憲法・基礎法学 P 1 8 1
	4	憲法・基礎法学 P 1 8 5
	5	憲法・基礎法学 P 1 8 5
問題 3	1	憲法・基礎法学 P 9
	2	憲法・基礎法学 P 9
	3	憲法・基礎法学 P 9・P 2 4
	4	憲法・基礎法学 P 1 0
	5	該当なし
問題 4	1	憲法・基礎法学 P 1 8
	2	該当なし
	3	該当なし
	4	憲法・基礎法学 P 1 9
	5	該当なし
問題 5	1	憲法・基礎法学 P 8 8
	2	憲法・基礎法学 P 1 0 5
	3	憲法・基礎法学 P 8 9
	4	憲法・基礎法学 P 8 9
	5	憲法・基礎法学 P 9 5
問題 6	1	憲法・基礎法学 P 1 1 2
	2	憲法・基礎法学 P 1 2 0
	3	憲法・基礎法学 P 1 2 0
	4	憲法・基礎法学 P 1 2 0
	5	憲法・基礎法学 P 1 2 0
問題 7	1	憲法・基礎法学 P 1 2 3
	2	憲法・基礎法学 P 1 2 8
	3	憲法・基礎法学 P 1 2 3
	4	憲法・基礎法学 P 1 1 2～1 1 3
	5	憲法・基礎法学 P 1 2 5～1 2 6
問題 8	1	行政法 I P 1 2 7
	2	行政法 I P 1 2 7～1 2 8
	3	行政法 I P 1 2 8
	4	行政法 I P 1 2 9～1 3 0
	5	行政法 I P 1 3 1

問題番号		マルチパステキスト
問題 9	1	行政法Ⅰ P 133
	2	行政法Ⅰ P 134
	3	行政法Ⅰ P 137
	4	行政法Ⅰ P 139
	5	行政法Ⅰ P 145
問題 10	1	行政法Ⅰ P 147
	2	行政法Ⅰ P 148
	3	行政法Ⅰ P 149
	4	行政法Ⅰ P 150
	5	行政法Ⅰ P 151
問題 11	1	行政法Ⅱ P 8
	2	行政法Ⅱ P 9
	3	行政法Ⅱ P 9
	4	行政法Ⅱ P 34
	5	行政法Ⅱ P 37
問題 12	1	行政法Ⅱ P 13
	2	行政法Ⅱ P 13
	3	行政法Ⅱ P 14
	4	行政法Ⅱ P 15
	5	行政法Ⅱ P 15～16
問題 13	1	行政法Ⅱ P 16
	2	行政法Ⅱ P 18
	3	行政法Ⅱ P 18
	4	行政法Ⅱ P 26～27
	5	行政法Ⅱ P 19
問題 14	1	行政法Ⅱ P 50
	2	行政法Ⅱ P 67
	3	行政法Ⅱ P 79
	4	行政法Ⅱ P 51
	5	行政法Ⅱ P 76
問題 15	1	行政法Ⅱ P 76～77
	2	行政法Ⅱ P 76
	3	行政法Ⅱ P 78
	4	行政法Ⅱ P 78～79
	5	行政法Ⅱ P 78
問題 16	1	行政法Ⅱ P 45
	2	行政法Ⅱ P 50
	3	行政法Ⅱ P 46
	4	行政法Ⅱ P 47
	5	行政法Ⅱ P 78
問題 17	1	行政法Ⅱ P 152
	2	行政法Ⅱ P 153
	3	行政法Ⅱ P 153
	4	行政法Ⅱ P 154
	5	行政法Ⅱ P 150

問題番号		
問題 18	1	行政法Ⅱ P 1 6 3
	2	行政法Ⅱ P 1 6 3
	3	行政法Ⅱ P 1 6 9
	4	行政法Ⅱ P 1 6 8
	5	行政法Ⅱ P 1 6 6
問題 19	1	行政法Ⅱ P 1 7 0
	2	行政法Ⅱ P 1 7 0
	3	行政法Ⅱ P 1 7 0
	4	行政法Ⅱ P 1 7 3
	5	行政法Ⅱ P 1 7 7
問題 20	1	行政法Ⅱ P 1 8 2
	2	行政法Ⅱ P 1 8 2
	3	行政法Ⅱ P 1 8 2
	4	該当なし
	5	行政法Ⅱ P 1 8 3
問題 21	1	行政法Ⅱ P 9 8
	2	行政法Ⅱ P 9 8
	3	行政法Ⅱ P 1 1 2
	4	行政法Ⅱ P 9 6
	5	行政法Ⅱ P 9 6
問題 22	1	行政法Ⅱ P 1 0 7
	2	行政法Ⅱ P 1 0 7
	3	行政法Ⅱ P 1 0 7 ~ 1 0 8
	4	行政法Ⅱ P 1 0 8
	5	行政法Ⅱ P 1 0 8
問題 23	1	行政法Ⅰ P 4 7
	2	行政法Ⅰ P 4 6
	3	行政法Ⅰ P 4 6
	4	行政法Ⅰ P 4 8
	5	行政法Ⅰ P 4 8
問題 24	1	行政法Ⅰ P 4 9
	2	行政法Ⅰ P 4 9
	3	行政法Ⅰ P 5 0
	4	行政法Ⅰ P 5 0 ~ 5 1
	5	行政法Ⅰ P 5 1
問題 25	1	行政法Ⅰ P 8 2
	2	行政法Ⅰ P 8 2
	3	行政法Ⅰ P 8 5
	4	行政法Ⅰ P 8 1
	5	行政法Ⅰ P 8 1
問題 26	1	行政法Ⅰ P 9 7 ~ 9 8
	2	行政法Ⅰ P 9 8
	3	行政法Ⅰ P 9 8
	4	行政法Ⅰ P 9 9
	5	行政法Ⅰ P 9 9

問題番号		マルチパステキスト
問題 27	1	民法Ⅰ P 6
	2	民法Ⅰ P 7
	3	民法Ⅰ P 7
	4	民法Ⅰ P 8
	5	民法Ⅰ P 9
問題 28	1	民法Ⅰ P 107
	2	民法Ⅰ P 107
	3	民法Ⅰ P 101
	4	民法Ⅰ P 102~103
	5	該当なし
問題 29	1	民法Ⅰ P 141
	2	民法Ⅰ P 142
	3	民法Ⅰ P 142
	4	民法Ⅰ P 138
	5	民法Ⅰ P 141
問題 30	1	民法Ⅱ P 1
	2	民法Ⅱ P 2
	3	民法Ⅱ P 2~3
	4	民法Ⅱ P 5
	5	該当なし
問題 31	1	民法Ⅱ P 34
	2	該当なし
	3	該当なし
	4	民法Ⅱ P 41
	5	民法Ⅱ P 40
問題 32	1	民法Ⅱ P 55
	2	該当なし
	3	民法Ⅱ P 55
	4	民法Ⅱ P 56
	5	該当なし
問題 33	1	該当なし
	2	民法Ⅱ P 83
	3	民法Ⅱ P 83
	4	民法Ⅱ P 83
	5	民法Ⅱ P 83
問題 34	1	民法Ⅱ P 103
	2	民法Ⅱ P 104
	3	民法Ⅱ P 108
	4	民法Ⅱ P 109
	5	民法Ⅱ P 105
問題 35	1	民法Ⅱ P 177
	2	民法Ⅱ P 177
	3	民法Ⅱ P 179
	4	民法Ⅱ P 180
	5	民法Ⅱ P 182

問題番号		マルチパステキスト
問題 36	1	商法・会社法 P 1
	2	商法・会社法 P 20
	3	商法・会社法 P 1
	4	商法・会社法 P 2
	5	商法・会社法 P 18
問題 37	1	商法・会社法 P 31
	2	商法・会社法 P 32
	3	商法・会社法 P 34
	4	商法・会社法 P 35
	5	商法・会社法 P 35
問題 38	1	商法・会社法 P 27
	2	商法・会社法 P 49
	3	商法・会社法 P 52～53
	4	商法・会社法 P 53～54
	5	商法・会社法 P 49
問題 39	1	商法・会社法 P 75
	2	商法・会社法 P 76
	3	商法・会社法 P 76
	4	商法・会社法 P 77
	5	商法・会社法 P 77
問題 40	1	商法・会社法 P 85、P 101
	2	商法・会社法 P 101
	3	商法・会社法 P 103～104
	4	商法・会社法 P 104
	5	商法・会社法 P 105
問題 41	1	基礎知識 P 111
	2	基礎知識 P 112
	3	基礎知識 P 127
	4	基礎知識 P 112
	5	基礎知識 P 117
問題 42	1	基礎知識 P 138
	2	該当なし
	3	該当なし
	4	該当なし
	5	該当なし
問題 43	1	基礎知識 P 158
	2	基礎知識 P 158
	3	基礎知識 P 158
	4	基礎知識 P 158
	5	基礎知識 P 158～159
問題 44	1	基礎知識 P 54
	2	基礎知識 P 40
	3	基礎知識 P 41
	4	基礎知識 P 45
	5	基礎知識 P 45

問題番号		マルチパステキスト
問題 45	1	基礎知識 P 5 9
	2	基礎知識 P 5 9
	3	基礎知識 P 5 8
	4	基礎知識 P 5 9
	5	基礎知識 P 5 9
問題 46	1	基礎知識 P 7 1
	2	基礎知識 P 7 1
	3	基礎知識 P 7 2
	4	基礎知識 P 7 3
	5	基礎知識 P 7 3
問題 47	1	基礎知識 P 8 9
	2	基礎知識 P 9 1
	3	基礎知識 P 9 1 ~ 9 2
	4	基礎知識 P 9 3
	5	基礎知識 P 9 5
問題 48	1	基礎知識 P 2
	2	基礎知識 P 3
	3	基礎知識 P 3
	4	基礎知識 P 3
	5	基礎知識 P 4
問題 49	1	基礎知識 P 5
	2	基礎知識 P 5
	3	基礎知識 P 5
	4	基礎知識 P 5
	5	基礎知識 P 6
問題 50	1	基礎知識 P 3 0
	2	基礎知識 P 3 1
	3	基礎知識 P 3 3
	4	基礎知識 P 3 3
	5	基礎知識 P 3 3
問題 51	1	基礎知識 P 1 8
	2	基礎知識 P 1 8
	3	基礎知識 P 1 8
	4	基礎知識 P 1 8
	5	基礎知識 P 1 8
問題 52		基礎知識 P 1 7 6 ~ 1 8 7
問題 53		基礎知識 P 1 6 2 ~ 1 7 5
問題 54		基礎知識 P 1 7 6 ~ 1 8 7

**<基礎法学>**

## 問題1 正解5

- 1 誤り。文言の意味を文理解釈に比べて広げて解釈するのは拡張解釈である。
- 2 誤り。文言の意味を文理解釈に比べて狭めて解釈するのは縮小解釈である。
- 3 誤り。類推解釈とは、解釈規定がない場合、当該事項につき類似の別の事項に関して規定している条項と同様に扱って解釈することを意味する。
- 4 誤り。解釈規定がない場合、当該事項につき規定のある事項と反対に扱って解釈するのは反対解釈である。
- 5 正しい。もちろん解釈とは、文言に無くても、法の意図するところから当然であるとする場合、それを含めて解釈することを意味する。

## 問題2 正解4

- 1 誤り。訴額 140 万円を超えない(行政事件訴訟に係る請求を除き) 民事訴訟の第一審は簡易裁判所である(裁判所法 33 条)。
- 2 誤り。内乱罪に関する訴訟の第一審は、高等裁判所である(裁判所法 16 条 4 号)。
- 3 誤り。法令審査権は下級裁判所にもある。憲法 81 条参照。
- 4 正しい。和解とは当事者が相互に譲歩して争いをやめることを意味する。裁判外の和解と裁判上の和解とがある。
- 5 誤り。仲裁とは、当事者の合意(仲裁合意)に基づき、第三者の判断(仲裁判断)によってその当事者間の紛争を解決する手続きをいう。第三者の判断が当事者を拘束する。

**<憲法>**

## 問題3 正解4

- 1 誤り。入国の自由は外国人に保障されていない(最大判昭 53. 10. 4)。
- 2 誤り。政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないとして解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。(最大判昭 53. 10. 4)
- 3 誤り。みだりに指紋押捺を強制されない自由は外国人にも保障されている(最判平成 7. 12. 15)。
- 4 正しい。「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であって、在留の可否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんじやくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない。」(最大判昭 昭和 53 年 10 月 4 日)。
- 5 誤り。外国人に社会権の保障はないが、政策的判断で在留外国人に社会保障制度を利用させることはできる(平成元年 3 月 2 日)「立法府は、その支給対象者の決定について、もともと広範な裁量権を有しているものというべきである。加うるに、社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるべきことと解される。したがって、法 81 条 1 項の障害 福祉年金の支給対象者から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事柄と見るべきである。」

## 問題4 正解4

- 1 誤り。「憲法 19 条、14 条の右各規定は、同法第三章のその他の自由権的基本権の保障規定と同じく、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障する目的に出たもので、もつばら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。」(最大判昭昭和 48 年 12 月 12 日)。
- 2 誤り。「私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合があり、このような場合に私的自治の名の下に優位者の支配力を無制限に認めるときは、劣位者の自由や平等を著しく侵害または制限することとなるおそれがあることは否み難い

が、そのためにこのような場合に限り憲法の基本権保障規定の適用ないしは類推適用を認めるべきであると  
する見解もまた、採用することはできない」(最大判昭 48. 12. 12)。

- 3 誤り。「私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、これに対する立法措置によってその是正を図ることが可能であるし、また、場合によっては、私的自治に対する一般的制限規定である民法 709 条、90 条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、その間の適切な調整を図る方法も存するのである。」(最大判昭 48. 12. 12)。
- 4 正しい。「憲法は、思想、信条の自由や法の下での平等を保障すると同時に、他方、22 条、29 条等において、財産権の行使、営業その他広く経済活動の自由をも基本的人権として保障している。それゆえ、企業者は、かような経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇備するにあたりいかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができるのであって、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできないのである。(最大判昭 48. 12. 12)。
- 5 誤り。「企業者が雇ようの自由を有し、思想、信条を理由として雇入れを拒んでもこれを目して違法とすることができない以上、企業者が、労働者の採否決定にあたり、労働者の思想、情条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも、これを法律上禁止された違法行為とすべき理由はない。」(最大判昭 48. 12. 12)。

#### 問題 5 正解 4

- 1 誤り。何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない(31 条)。
- 2 誤り。何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない(32 条)。
- 3 誤り。何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない(33 条)。
- 4 正しい。何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。(34 条前段)。なお、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない点(同条後段)にも注意。
- 5 誤り。公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる(36 条)。

#### 問題 6 正解 3

- 1 誤り。国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する(42 条)。
- 2 誤り。両議院の議員の定数は、法律でこれを定める(43 条 2 項)。
- 3 正しい。衆議院議員の任期は、4 年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する(45 条)。なお、参議院議員の任期は、6 年とし、3 年ごとに議員の半数を改選する(46 条)点にも注意。
- 4 誤り。選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める(47 条)。
- 5 誤り。何人も、同時に両議院の議員たることはできない。(48 条)。

#### 問題 7 正解 3

- 1 誤り。内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない(66 条 2 項)。
- 2 誤り。内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ(66 条 3 項)。
- 3 正しい。内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。(67 条 1 項前段)。なお、この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行う点(同条後段)にも注意。
- 4 誤り。衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて 10 日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする(67 条 2 項)。

- 5 誤り。内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない(68条1項)。

### <行政法>

#### (行政手続法)

#### 問題8 正解3

- 1 妥当でない。行政庁は、審査基準を定めるものとする(5条1項)。
- 2 妥当でない。行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない(5条3項)。
- 3 妥当である。行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない(6条)。
- 4 妥当でない。行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない(7条)。
- 5 妥当でない。行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる(8条1項)。

#### 問題9 正解4

- 1 妥当でない。行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない(12条1項)。
- 2 妥当でない。行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。
  - 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
    - イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき(13条1項1号イ)。
- 3 妥当でない。行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない(14条1項)。
- 4 妥当である。行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
  - 二 不利益処分の原因となる事実
  - 三 聴聞の期日及び場所
  - 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地(15条1項)。
- 5 妥当でない。弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする(29条1項)。

#### 問題10 正解1

- 1 妥当である。行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現

されるものであることに留意しなければならない(32条1項)。なお、行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない点(同条2項)点にも注意。

- 2 妥当でない。申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない(33条)。
- 3 妥当でない。許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない(34条)。
- 4 妥当でない。行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない(35条1項)。
- 5 妥当でない。同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない(36条)。

#### (行政不服審査法)

##### 問題 11 正解 5

- 1 誤り。行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。(2条)
- 2 誤り。法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作为(法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作为についての審査請求をすることができる。(3条)。
- 3 誤り。審査請求は、法律(条例に基づく処分については、条例)に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合(前2号に掲げる場合を除く。) 当該主任の大臣(4条3号)。
- 4 誤り。行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第2条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない(5条1項)。
- 5 正しい。行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる(6条1項)。なお、再審査請求は、原裁決(再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。)又は当該処分(以下「原裁決等」という。)を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする点(同条2項)にも注意)。

##### 問題 12 正解 2

- 1 妥当でない。法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる(10条)。
- 2 妥当である。多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる(11条1項)。なお、総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる点(同条3項)にも注意。
- 3 妥当でない。利害関係人(審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作为に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる(13条1項)。
- 4 妥当でない。審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する(15条1項)。
- 5 妥当でない。第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁(以下「審査庁となるべき行政庁」という。)は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政

庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない(16条)。

### 問題 13 正解 2

- 1 妥当でない。処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない(18条1項)。
- 2 妥当である。審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない(19条1項)。なお、審査請求書記載事項についても覚えておくこと(同条2項)。  
「処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所  
二 審査請求に係る処分の内容  
三 審査請求に係る処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定)があったことを知った年月日  
四 審査請求の趣旨及び理由  
五 処分庁の教示の有無及びその内容  
六 審査請求の年月日」
- 3 妥当でない。審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第19条第2項から第5項までに規定する事項を陳述するものとする(21条1項)。
- 4 妥当でない。審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない(22条1項)。
- 5 妥当でない。審査請求書が第19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない(23条)。

### (行政事件訴訟法)

### 問題 14 正解 1

- 1 妥当である。処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない(8条1項本文)。なお、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない点(同条項但書)にも注意。
- 2 妥当でない。処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるとき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる(9条1項)。
- 3 妥当でない。取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない(10条1項)。
- 4 妥当でない。処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない(10条2項)。
- 5 妥当でない。取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する(12条1項)。

## 問題 15 正解 4

- 1 妥当でない。取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない(14条1項)。
- 2 妥当でない。取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤つたときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することを許すことができる(15条1項)。
- 3 妥当でない。裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる(22条1項)。
- 4 妥当である。裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる(23条1項)。なお、裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び当該行政庁の意見をきかなければならない点にも注意(同条2項)。
- 5 妥当でない。裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない(24条)。

## 問題 16 正解 3

- 1 妥当でない。この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう(2条)。
- 2 妥当でない。この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求める訴訟をいう(3条2項)。
- 3 妥当である。この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう(4条)。
- 4 妥当でない。この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう(5条)。この法律において「機関訴訟」とは、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟をいう(6条)。
- 5 妥当でない。行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による(7条)。

(地方自治法)

## 問題 17 正解 2

- 1 誤り。日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃を請求する権利を有する(12条1項)。
- 2 正しい。日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する(地方自治法12条1項)。
- 3 誤り。日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する(13条1項)。
- 4 誤り。日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の教育長又は委員の解職を請求する権利を有する(13条3項)。
- 5 誤り。市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。(13条の2)。

## 問題 18 正解 4

- 1 妥当でない。普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる(14条1項)。
- 2 妥当でない。普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない(14条2項)。

- 3 妥当でない。普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる(14条3項)。
- 4 妥当である。普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる(15条1項)。なお、普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる(同条2項)点にも注意。
- 5 妥当でない。普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から3日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない(16条1項)。

## 問題19 正解4

- 1 妥当でない。都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める(90条1項)。
- 2 妥当でない。普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする(93条1項)。
- 3 妥当でない。町村は、条例で、第89条第1項の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる(94条)。
- 4 妥当である。普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。  
二 予算を定めること(96条1項2号)。
- 5 妥当でない。普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする(102条1項)。

## 問題20 正解2

- 1 妥当でない。普通地方公共団体の長の任期は、4年とする(140条1項)。
- 2 妥当である。普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない(141条1項)。なお、普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない点(同条2項)にも注意。
- 3 妥当でない。普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない(142条)。
- 4 妥当でない。普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては30日、市町村長にあつては20日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる(145条)。
- 5 妥当でない。普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。  
一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること(149条1号)。

(国家賠償法)

## 問題21 正解5

- 1 誤り。国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる(1条1項)。
- 2 誤り。前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する(1条2項)。
- 3 誤り。道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる(2条1項)。
- 4 誤り。国又は公共団体の損害賠償の責任については、前3条の規定によるのほか、民法の規定による(4条)。なお、国又は公共団体の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる点(5条)にも注意。
- 5 正しい。この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する(6条)。これを相互保障主義という。

## 問題 22 正解 4

- 1 誤り。凶暴化した酔っぱらいが持っていたナイフを察官が取りあげるべきであったのに取り上げなかったことは、違法である（最判昭 57・1・19）。
- 2 誤り。旧陸軍の不発弾の回収を警察官が怠ったことは違法である（最判昭 59・3・23）。
- 3 誤り。宅建業者の不正な行為により個々の取引関係者が損害を被った場合であっても、具体的事情の下において、知事等に監督処分権限が付与された趣旨・目的に照らし、その不行使が著しく不合理と認められるときでない限り、右権限の不行使は、当該取引関係者に対する関係で違法の評価を受けるものではないといわなければならない（最判平元・11・24）。
- 4 正しい。医薬品の副作用による被害が発生した場合であっても、監督権者が当該被害の発生を防止するために監督権限を行使しなかった不作為は、不作為当時の医学的・薬学的知見の下で当該医薬品の有用性が否定されるまでに至っていない場合には、被害を受けた者との関係において違法となるものではない（クロロキン薬害事件。最判平 7・6・23）。
- 5 誤り。昭和 35 年 1 月以降、国は、水質二法に基づく規制権限を行使しなかったことは、規制権限を定めた水質二法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、違法というべきである（最判平 16・10・15）。

## 問題 23 正解 4

- 1 誤り。審査請求に対する裁決などのような裁判手続に準じた方法により厳格な手続によって行われる行政行為については、たとえ瑕疵があっても行政庁自らで取消しや変更をすることができない、という効力は不可変更力である。
- 2 誤り。公定力とは、行政行為が相手方に告知されて事実として存在すると、その行政行為が重大かつ明白な瑕疵により当然に無効となる場合を除いて、正当な権限を有する機関によって取り消されるまでは、相手方はもとより第三者や国家機関も、それを承認しなければならない効力である。
- 3 誤り。行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有するものと解すべき（最判昭 30・12・26）。
- 4 正しい。自力執行力（執行力）とは、行政行為によって命ぜられた義務を国民が履行しない場合に、行政庁が裁判所の判断を待たずに、相手方の意思に反しても、その内容を強制し実現し得ることをいう。ただし、自力執行力はすべての行政行為に認められるわけではなく、法律で明確にこの効力が認められているものに限られる。
- 5 誤り。行政行為について行政不服審査法に定める審査請求期間や行政事件訴訟法に定める出訴期間（法定の期間）が経過すると、相手方その他の関係人（私人）はその行政行為の違法を主張しその取消しを求めることができなくなる、という効力は不可争力（形式的確定力ともいう。）である。不可争力は、私人の側から争うことができないという効力なので、行政庁が、職権により行政行為を取り消すことは可能である。

## 問題 24 正解 4

- 1 誤り。一般的な禁止を特定の場合に解除する行為は「許可」である。
- 2 誤り。特定の人のために新たな権利を設定する行為は「特許」である。
- 3 誤り。許可は本来国民が有する自由を回復することにあるので、一定の要件を満たせば必ず許可がなされることになり、許可権者である行政庁の裁量の範囲は非常に狭いことになる。
- 4 正しい。「認可」とは、私人間の法律行為を補充して、その法律上の効果を完成させる行為である。たとえば、農家 A が農地 X を所有しており、それを B に売却する場合、農地法上、農業委員会の許可が必要となるとされている。
- 5 認可なき行為の効果は無効となる。認可は、私人間の法律上の効果を完成させる行為だからである。

## 問題 25 正解 3

- 1 誤り。行政代執行法上の代執行は、以下の 4 つの事項に該当したときに、行うことができる。①法律（法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。）により直接命ぜられていること又は法律に基づき行政庁により命ぜられた行為について義務者が履行しない。②代替的作為義務であること。③他の手段によっては、義

務の履行の確保が困難であること。④その不履行を放置することが著しく公益に反すること（行政代執行法2条）。

- 2 誤り。代執行を行うには、相当の履行期限を定めて、その旨を、あらかじめ文書で戒告しなければならない。ただし、非常の場合や危険切迫の場合に、当該行為の急速な実施について緊急の必要があつて、戒告する暇がないときには、戒告をしなくともよい(3条)。
- 3 正しい。即時強制とは、行政上の義務の履行を強制しようとするのではなく、目前急迫の障害を除く必要上、義務を命ずる余裕がない場合に、直接に私人の身体又は財産に実力を加え、行政上必要な状態を実現する作用のことである。例えば、消防法に基づく火事の消火のための土地の使用や、警察官職務執行法に基づく警察官の拳銃の使用がある
- 4 誤り。執行罰とは、行政上の義務の不履行（代替的・非代替的、作為・不作為どれでもよい。）に対して、過料を科すことを予告して、その心理的圧迫によって間接的に義務者の義務の履行を促すことをいう。
- 5 誤り。直接強制とは、行政上の義務の不履行（代替的・非代替的、作為・不作為どれでもよい。）がある場合に、義務者の身体又は財産に直接に実力を加えて義務が履行されたのと同じの状態を実現する作用をいう。この直接強制は、人権侵害の危険性がおおいにあるので、例外的に法律に定められたものしか存在しない。例えば、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法などに規定がある。

#### 問題 26 正解 4

- 1 誤り。医薬品のネット販売を全面的に禁止する旨の命令の規定は、医薬品販売についての細かいルール作りを命令に委任している薬事法の委任の範囲内のものが問題となった事件で最高裁は、本件各規定は、医薬品に係る郵便等販売を一律に禁止することとなる限度において、新薬事法の趣旨に適合するものでなく、新薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効になるとの判断を下している（最判 25. 1. 11）。
- 2 誤り。教科書検定の規則や基準は法律の委任を欠いたものが問題となった事件で最高裁は、右審査の内容及び基準並びに検定の実施細則である検定の手続を定めたことが、法律の委任を欠くとまでいえないとの判断を下した。（最判平 5. 3. 16）。
- 3 誤り。規制の対象となる政治的行為の定めを人事院規則に委任していることは憲法が禁止している白紙委任にあたるかが問題となった事件で、規制の対象となる政治的行為の定めを人事院規則に委任しているからといって、憲法上禁止される白紙委任に当たらないことは明らかであるというのが判例の立場である（最判平 24. 12. 7）。
- 4 正しい。法律で、美術品として価値がある刀剣類についての登録を認めているところ、命令では、登録の対象となるのが日本刀のみと規定している。これは、法律（銃砲刀剣類所持等取締法）の委任の範囲内のものが問題となった事件で、最高裁は、同法施行規則が登録の対象となるものを日本刀のみとしている点は、法の趣旨に沿う合理性を有する鑑定基準を定めたものというべきであるから、これをもって法の委任の趣旨を逸脱する無効のものということとはできないとの判断を下した（最判平 2. 2. 1）。
- 5 誤り。刑事施設の被勾留者と外部との接見について定めた旧監獄法の規定にはない接見制限（年少者との接見を原則禁止する）を定めた規則は、法律の委任の範囲内のものが問題となった事件で、旧監獄法の規定は、被勾留者と外部との接見を原則許すとしているのだから、年少者との接見を原則禁止するとしている施行規則は、同法の委任の範囲を超え無効といえるというのが判例の立場である（最判平 3. 7. 9）。

#### <民法>

#### 問題 27 正解 3

- 1 妥当でない。法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする(3条の2)。
- 2 妥当でない。年齢 18 歳をもって、成年とする(4条)。
- 3 妥当である。未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない(5条1項)。なお、前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる点(同条2項)にも注意。
- 4 妥当でない。精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる(7条)。

- 5 妥当でない。成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない(9条)。

## 問題 28 正解 4

- 1 妥当でない。占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する(188条)。
- 2 妥当でない。善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する(189条1項)。
- 3 妥当でない。取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する(192条)。
- 4 妥当である。占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない(194条)。なお、即時取得の場面において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる点にも注意(193条)。
- 5 妥当でない。家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時から一箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかったときは、その動物について行使する権利を取得する(195条)。

## 問題 29 正解 4

- 1 妥当でない。地上権及び永小作権も、抵当権の目的とすることができる。この場合においては、この章の規定を準用する(369条2項)。
- 2 妥当でない。抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産(以下「抵当不動産」という。)に付加して一体となっている物に及ぶ(370条本文)。
- 3 妥当でない。抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ(371条)。
- 4 妥当である。同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、登記の前後による(373条)。なお、抵当権の順位は、各抵当権者の合意によって変更することができる。ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならない点にも注意(374条1項)。
- 5 妥当でない。抵当権者は、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ、その抵当権を行使することができる(375条1項本文)。

## 問題 30 正解 4

- 1 妥当でない。債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる(399条)。
- 2 妥当でない。債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない(400条)。
- 3 妥当でない。債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない(401条1項)。
- 4 妥当である。法定利率は、年3パーセントとする(404条2項)。なお、前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする(同条3項)点にも注意。
- 5 妥当でない。利息の支払が一年以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる(405条)。

## 問題 31 正解 1

- 1 正しい。数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う(427条)。

- 2 誤り。不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があった場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益を債務者に償還しなければならない(429条)。
- 3 誤り。連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があったときは、その連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない(433条)。
- 4 誤り。連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があっても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない(437条)。
- 5 誤り。連帯債務者の一人と債権者との間に更改があったときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する(438条)。

#### 問題 32 正解 4

- 1 誤り。当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない(466条2項)。
- 2 誤り。預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第466条第2項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる(466条の5第1項)。
- 3 誤り。債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない(466条の6第1項)。
- 4 正しい。債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない(467条1項)。なお、前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない点に注意(同条2項)。
- 5 誤り。債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる(469条)。

#### 問題 33 正解 1

- 1 妥当である。契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する(522条1項)。なお、契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない点に注意(同条2項)。
- 2 妥当でない。承諾の期間を定めてした申込みは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない(523条1項)。
- 3 妥当でない。申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う(523条2項)。
- 4 妥当でない。申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる(524条)。
- 5 妥当でない。承諾の期間を定めなかった申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない(525条1項)。

#### 問題 34 正解 5

- 1 誤り。買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない(557条1項)。
- 2 誤り。売買契約に関する費用は、当事者双方が等しい割合で負担する(558条)。
- 3 誤り。他人の権利（権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。）を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う(561条)。
- 4 誤り。引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することが

でき(562条1項本文)。なお、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる点にも注意(同条項但書)。

- 5 正しい。まだ引き渡されていない売買の目的物が果実を生じたときは、その果実は、売主に帰属する(575条1項)。なお、買主は、引渡しの日から、代金の利息を支払う義務を負う。ただし、代金の支払について期限があるときは、その期限が到来するまでは、利息を支払うことを要しない点(同条2項)にも注意。

#### 問題 35 正解 1

- 1 正しい。婚姻は、18歳にならなければ、することができない(731条)。
- 2 誤り。成年被後見人が婚姻をするには、その成年被後見人の同意を要しない(738条)。
- 3 誤り。婚姻は、次に掲げる場合に限り、無効とする。
  - 一 人違いその他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないとき。
  - 二 当事者が婚姻の届出をしないとき。ただし、その届出が第739条第2項に定める方式を欠くだけであるときは、婚姻は、そのためにその効力を妨げられない。(742条)。
- 4 誤り。婚姻の取消しは、将来に向かってのみその効力を生ずる(748条1項)。
- 5 誤り。夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する(750条)。

#### <商法・会社法>

#### 問題 36 正解 2

- 1 誤り。商事に関し、この法律に定めがない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによる(1条2項)。
- 2 正しい。当事者の一方のために商行為となる行為については、この法律をその双方に適用する(3条1項)。なお、当事者の一方が二人以上ある場合において、その一人のために商行為となる行為については、この法律をその全員に適用する点(同条2項)にも注意。
- 3 誤り。この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう(4条1項)。店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす(条2項)。
- 4 誤り。未成年者が前条の営業を行うときは、その登記をしなければならない(5条)。
- 5 誤り。故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない(9条2項)。

#### 問題 37 正解 2

- 1 誤り。株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない(26条1項)。
- 2 正しい。株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
  - 一 目的、
  - 二 商号、
  - 三 本店の所在地、
  - 四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額、
  - 五 発起人の氏名又は名称及び住所
 (27条1項)。
- 3 誤り。第26条第1項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない(30条1項)。
- 4 誤り。発起人は、株式会社の設立に際して次に掲げる事項(定款に定めがある事項を除く。)を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。
  - 一 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数、
  - 二 前号の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額、
  - 三 成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項(32条1項)。
- 5 誤り。発起人は、定款に第28条各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、第30条第1項の公証人の認証の後滞滞なく、当該事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。(33条1項)。

## 問題 38 正解 3

- 1 誤り。株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする(104条)。
- 2 誤り。株主は、その有する株式につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する。
  - 一 剰余金の配当を受ける権利、
  - 二 残余財産の分配を受ける権利、
  - 三 株主総会における議決権(105条1項)。
 株主に前項第一号及び第二号に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない(同条2項)。
- 3 正しい。株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。
  - 一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
  - 二 当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。
  - 三 当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること(107条1項)。
- 4 誤り。株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第九号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。
  - 一 剰余金の配当
  - 二 残余財産の分配(108条1項1号2号)。
- 5 誤り。株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない(109条1項)。前項の規定にかかわらず、公開会社でない株式会社は、第百五条第一項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。(109条2項)。

## 問題 39 正解 4

- 1 誤り。株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる(295条1項)。前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる(同条2項)。
- 2 誤り。総株主の議決権の100分の3(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。)及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる(297条1項)。公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする(同条2項)。
- 3 誤り。株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間(当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。(299条1項)。
- 4 正しい。株主は、取締役に対し、一定の事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次項において同じ。)を株主総会の目的とすることを請求することができる(303条1項)。前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の100分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権又は300個(これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数)以上の議決権を6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、株主総会の日の8週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までにしなければならない(同条2項)。
- 5 誤り。株主(株式会社がその総株主の議決権の4分の1以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。)は、株主

総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する(308条1項)。

#### 問題 40 正解 3

- 1 誤り。取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する(348条1項)。
- 2 誤り。取締役が二人以上ある場合には、株式会社（取締役会非設置会社）の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する(348条2項)。
- 3 正しい。会社法 349 条 4 項。なお、前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない点（同条 5 項）にも注意。
- 4 誤り。代表取締役が欠けた場合又は定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役（次項の一時代代表取締役の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する(351条)。
- 5 誤り。株式会社は、代表取締役以外の取締役に社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該取締役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う(354条)。

#### <基礎知識>

（情報通信・個人情報保護）

#### 問題 41 正解 5

- 1 誤り。この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）(2条1項1号)。
- 2 誤り。この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう(2条3項)。
- 3 誤り。この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
  - 一 行政機関
  - 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第 69 条第 2 項第 3 号を除き、以下同じ。）(2条11項2号)。
- 4 誤り。この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
  - 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(16条1項)。
- 5 正しい。個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
  - 一 法令に基づく場合、
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 三・・・(20条2項)。

## 問題 42 正解 2

- 1 誤り。何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる（3条）。
- 2 正しい。前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。
  - 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
  - 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項（4条1項）。なお、行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない点（同条2項）にも注意。
- 3 誤り。行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない（6条1項）。
- 4 誤り。行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第5条第1号の2に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる（7条）。
- 5 誤り。開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる（8条）。

## 問題 43 正解 5

- 1 正しい。クッキー（cookie）とは、ブラウザにデータとして蓄積されている閲覧先リストを指す。ウェブ・サーバーとブラウザ間でやり取りされる通信プロトコルの一種でもあるが、一般的には、利用者がどのようなサイトを訪れたかに関する情報をいう。
- 2 正しい。トロイの木馬とは、トロイ戦争で木馬の中に兵を潜ませた逸話に模した手法である。ウイルスをユーザーに気付かれずにメールに添付したりソフトウェアに潜ませたりして感染させることである。
- 3 正しい。ワームとは、プログラムに感染するのではなく、自分自身の複製をコピーすることにより増殖するウイルスのことを意味する。
- 4 正しい。DNS（Domain Name System）とは、インターネットにおけるドメイン名と IP アドレスを対応させるシステムのことをいう。
- 5 誤り。現実ではないが、実質的に同じように感じられる環境を、利用者の感覚器官への刺激などによって人工的に作り出す技術を VR（Virtual Reality）という。なお AI（Artificial Intelligence）とは、大量のデータや画像を学習・パターン認識することにより、高度な推論や言語理解などの知的行動を人間に代わってコンピュータが行う技術を意味する。

## &lt;諸法令&gt;

(行政書士法)

## 問題 44 正解 1

- 1 正しい。行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする（1条の2第1項）。なお、行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない（同条2項）点にも注意。
- 2 誤り。各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する（2条）。
  - 一 行政書士試験に合格した者

- 二 弁護士となる資格を有する者
  - 三 弁理士となる資格を有する者
  - 四 公認会計士となる資格を有する者
  - 五 税理士となる資格を有する者
  - 六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び行政執行法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して 20 年以上（学校教育法（昭和 22 年法律第 16 号）による高等学校を卒業した者その他同法第 90 条に規定する者にあつては 17 年以上）になる者
- 3 誤り。次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。
- 一 未成年者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者(2 条の 2 第 3 号)。
- 4 誤り。行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他日本行政書士会連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない(6 条 1 項)。なお、行政書士名簿は、日本行政書士会連合会に備える点(同条 2 項)にも注意。
- 5 誤り。行政書士名簿の登録は、日本行政書士会連合会が行う(6 条 3 項)。

#### 問題 45 正解 3

- 1 誤り。行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない(9 条 1 項)。なお、行政書士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から二年間保存しなければならない。行政書士でなくなつたときも、また同様とする点(同条 2 項)にも注意。
- 2 誤り。行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない(10 条)。
- 3 正しい。行政書士は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を掲示しなければならない(10 条の 2 第 1 項)。なお、行政書士会及び日本行政書士会連合会は、依頼者の選択及び行政書士の業務の利便に資するため、行政書士がその業務に関し受ける報酬の額について、統計を作成し、これを公表するよう努めなければならない点にも注意(同条 2 項)。
- 4 誤り。行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない(11 条)。
- 5 誤り。行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない(13 条の 2)。

#### (戸籍法)

#### 問題 46 正解 3

- 1 誤り。戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。(1 条)。
- 2 誤り。戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。(6 条)。
- 3 正しい。戸籍は、正本と副本を設ける(8 条 1 項)。なお、正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこれを保存する点(同条 2 項)にも注意。
- 4 誤り。戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。
- 一 氏名、
  - 二 出生の年月日(13 条 1 号)。
- 5 誤り。氏名を記載するには、左の順序による。
- 第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻、
  - 第二 配偶者、

## 第三 子(14 条)。

(住民基本台帳法)

## 問題 47 正解 2

- 1 誤り。市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない(3 条)。
- 2 正しい。市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない(6 条 1 項)。なお、市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる点(同条 2 項)。
- 3 誤り。住民票には、次に掲げる事項について記載(前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)をする。一 氏名、二 出生の年月日、三 男女の別(7 条 1～3 号)。
- 4 誤り。住民票の記載、消除又は記載の修正(第 18 条を除き、以下「記載等」という。)は、第 30 条の 3 第 1 項及び第 2 項、第 30 条の 4 第 3 項並びに第 30 条の 5 の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする(8 条)。
- 5 誤り。市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない(16 条 1 項)。

&lt;一般知識&gt;

## 問題 48 正解 5

- 1 誤り。日本の社会保障制度は、社会保険・公的扶助・社会福祉・公衆衛生の 4 分野に分かれている。
- 2 誤り。社会保険には、医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険の 5 種類がある。
- 3 誤り。公的扶助とは、生活困窮者に、国が最低生活保障をする制度をいう。財源は税金であって、生活保護受給者には負担を求めない(無拋出)。この点で、被保険者に保険料の負担を求める拋出制の社会保険とは異なっている。
- 4 誤り。公的扶助に準じるものとして社会手当がある。租税を主な財源としており、国民や住民に現金給付を行う仕組みをいい、児童手当(中学校修了前の児童に支給)、児童扶養手当、特別障害者手当などがこれに該当する。社会手当は、無拋出制である点において生活保護と共通するが、給付の条件として補足性の原理(資産、労働能力、親族扶養などが優先)や資産調査(ミーンズテスト)がない点では生活保護と異なる。
- 5 正しい。生活保護法では、生活困窮者に対する最低限度の生活保障が規定されており、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。なお、これらの扶助は、世帯を単位とし、公的年金の支給を受けているか否かを問わず、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

## 問題 49 正解 5

- 1 誤り。医療保険には様々なものがあるが、主なものは、国民健康保険と健康保険の二つであり、自営業者等を対象とするのが国民健康保険(国保)、サラリーマンなどを対象とするのが健康保険(健保)である。
- 2 誤り。小学生から 69 歳までの医療給付の自己負担割合は 3 割である。
- 3 誤り。70 から 74 歳の医療給付の自己負担割合は原則 2 割である。
- 4 誤り。75 歳以上の医療給付の自己負担割合は原則 1 割だが、一定以上の所得者は 2 割または 3 割となっている。
- 5 正しい。健康保険の財源は、主に、保険料と国庫によって賄われている。保険料は、被保険者の標準報酬月額(保険料や保険給付金額などが簡単に計算できるように定められたもの)と標準賞与額に保険料率を乗じて得た額を被保険者と事業主が負担することとし、保険者がこれを徴収する。

## 問題 50 正解 3

- 1 誤り。1997(平成 9)年の COP(気候変動枠組条約第 3 回締約国会議)で採択された京都議定書では、2008 年からの 5 年間で達成すべき温室効果ガスの削減の数値目標が定められた(EU8%、米国 7%、日本 6%)。

- 2 誤り。1985（昭和 60）年には、研究・観測への協力と法律・科学などに関する情報交換等について規定する「オゾン層保護のためのウィーン条約」が採択された。なお、1988 年に日本も加入し、オゾン層保護法が制定された。
- 3 正しい。絶滅の恐れのある野生動植物の保護を目的として、1975 年ワシントン条約が発効した。ワシントン条約は野生動植物の輸出入や持ち込みなどの規制を定めている。
- 4 誤り。ラムサール条約は、水鳥生息地である湿地と、そこに生息生育する動植物の保全を促進するためのものである。
- 5 誤り。国際地球観測年（1957 年）に育まれた国際的科学協力体制を維持発展させるため、地域の平和利用、科学調査の自由と国際協力の推進、領土権主張の凍結などを取り決める南極条約が、1961（昭和 36）年に発効した。

#### 問題 51 正解 2

- 1 誤り。失業者（完全失業者）とは、15 歳以上人口の中の労働力人口のうち、就業者を除いた者などのこと。
- 2 正しい。有効求人倍率とは、有効求人数を有効求職者数で除した倍率をいい、毎月厚生労働省が公表する数値である。この倍率が 1 であれば、求人数と求職者数が同じになるので、労働需要が均衡していることになる。
- 3 誤り。ワークシェアリングとは、雇用を分け合うという意味であり、労働者 1 人当りの労働時間を減らし、その分で他の労働者の雇用を維持したり、雇用を増やしたりすることをいう。
- 4 誤り。ニートとは、成学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者の略である。厚生労働省では「若年無業者」と称しており、「15～34 歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者をいう」としている。
- 5 誤り。雇止めとは、期間の定めのある雇用契約において、使用者が当該期間満了時更新をせずに雇用契約を終了させることができる。

#### <文章理解>

#### 問題 52 正解 5

まず空欄Ⅰから見ていくと、空欄の前にある「恋愛における片思い」が、後にある「どんなに努力したり相手のためがんばっても、相手は感謝こそするかもしれないが、愛情まで与えてくれるとは限らない」様子を最もよく表わしている例として挙げていることを押さえると、「典型」がふさわしい。「象徴」は、目に見えない抽象的なものを、形のある別の物事で端的に表すことである。「定型」は、決まった型の意である。いずれも前後の文脈に合致しない。ここで選択肢が、1 と 5 に絞られ両者の検討となる。次に空欄Ⅱであるが、最初の空欄Ⅱの前にある「自分ではどうにもできない」ことを言い換えた表現であることが読み取れる。また後の空欄Ⅱのすぐ次で「自らの努力で勝ち取ることができるような承認」と言い換えていることから「自由」が妥当だとわかる。「自律」は、自分の規範に従って行動する意で文脈的にはつながらないこともないが、「自律」度という言い回しはあまり聞かない。次に空欄Ⅲであるが、両者ともに「質」になっている。ここでは、内容、実質の意で使われている。最後に空欄Ⅳであるが、前にある「相手次第の親和的承認よりはるかに自由度が高い」ことの理由を述べていることを考え、「打破」つまり打ち破るが妥当であることがわかる。「留保」は、決定を保留にする意で、これだと前の文と文脈的につながらない。したがって、正解は肢 5 となる。

#### 問題 53 正解 1

まず選択肢の冒頭に目を向けてみると、イウエと 3 種類あるが、これを絞れないか検討してみる。ウは、「これらの本」とあるが、これはイの「子供の絵本を開いたり、図鑑を出したりして調べてみる」を指しているので、イはウの前になければならない。肢 2 と 5 はイとウが逆の流れになっているので消去。エの内容はイの「子供の絵本を開いたり、図鑑を出したりして調べて」みた結果として考えた内容なので、逆になっている肢 4 はおかしいので消去。ここで選択肢が、1 と 3 に絞られる。イ→アまでの流れは同じ、その後であるが、ウにある「私がこの時までこれらの本を見たことがないわけではない」という内容、またエが出来事を最終的にまとめている内容であるということとを考慮するとウ→エの流れが妥当であることがわかる。したがって、正解は肢 1 となる。

## 問題 54 正解 3

まず空欄Ⅰであるが、空欄の前に「関与する身体各部位の動きを要素還元的に分析し、各部位の動きの関係を明らかにします」という文があり、この内容をウの「いわば身体知の設計図をつくらうとする作業」と喩えたことがわかる。「いわば」は、たとえて言ってみればの意で、前の内容を極端に言い換える接続語である。また空欄の次の段落冒頭に「設計図」というウと全く同じ語があるのも根拠になる。イは「そういう間」に対応する内容が前の文脈にはない。エは前後の文脈につながらない。ここで選択肢が3と5に絞られる。空欄Ⅱは前にある「ではないか？」という疑問形がイの「そういう間」と対応する。ここまでは両肢共にウ→イという共通の流れである。次の空欄Ⅲは後にある「各要素（車でいえば、エンジン、トランスミッション、車輪、ボディなど）の物理的な関係」とアの「工業製品のような物体をつくる分野」が対応している。それに対してエは「身体を構成する要素」となっており次の文につながらない。このエは空欄Ⅳの後にある「筋肉、骨、腱、関節、臓器などの要素（つまり身体各部位）」と対応しており、空欄Ⅳに入ることがわかる。したがって、正解は肢3となる。







